

3 新食第 1 0 4 号
令和 3 年 7 月 1 4 日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

日本農林規格の制定等について（諮問）

下記 1 及び 2 に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記 3 及び 4 に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、同法第 5 条において準用する第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 精米の日本農林規格
- 2 有機藻類の日本農林規格

【改正】

- 3 素材の日本農林規格（平成 19 年 8 月 21 日農林水産省告示第 1052 号）
- 4 そしゃく配慮食品の日本農林規格（平成 28 年 8 月 17 日農林水産省告示第 1568 号）